

高齢者虐待を防止するために

ゆいと法律事務所

弁護士 石塚 慶如

高齢者虐待防止法の概要

高齢者虐待防止法の目的

(高齢者虐待防止法1条)

- 高齢者に対する虐待が深刻な状況
- 高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等



- 高齢者虐待の防止等に関する国等の責務
- 高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置
- 養護者の負担軽減などの養護者に対する支援措置



- 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進



- もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする

虐待とは？

虐待主体に基づく2分類

養護者 (法2条2項)

高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外。

- ・同居は要件ではない。
- ・親族であることは要件ではない。
- ・金銭管理、鍵の管理、食事提供など、高齢者の必要な行為の管理や提供をするものが含まれる。

養介護施設 従事者等 (法2条5項)

法2条5項に規定する養介護施設や養介護事業に従事する者。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅支援事業 	<p>「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者。</p> <p>(直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員も含まれる。介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれる。)</p>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等の場合は、「養介護施設」には該当しないが、提供サービス等により「養護者」に該当することがある。

「虐待」とは何か？（養護者による虐待）

種別	虐待対象行為	具体例
1 身体的虐待	本人の身体に外傷を与え、又は生じるおそれのある暴行を加えること	平手打ち、つねる、殴る、蹴る 物を投げつける ベッドに押付ける
2 放棄・放置	本人を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置、職務上の擁護義務違反	着替えさせない おむつ交換しない 不衛生状態で生活させる 体位調整や栄養管理を怠る
3 心理的虐待	本人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他心理的外傷を与える言動	怒鳴る 罵る 老化をからかう できることをさせない 排泄可能でもおむつ装着
4 性的虐待	本人にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること	性器等に接触 キス 性行為強要 裸で放置 人前で排泄される
5 経済的虐待	本人の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	金銭利用の不当制限 無断売却 財産の無断使用 介護サービス費を支払わない 不当金銭要求

1～4は「養護者」が主体だが、5は「養護者」または「高齢者の親族」が主体である。

Q これらは養護者による虐待でしょうか？

- ① 別居しており関係性の薄い甥が、高齢者本人宅を訪れ、不当な金銭要求を行っている場合
- ② 慈善事業と称して高齢者数名を居室に住ませて、年金を管理して不当に利用している場合
- ③ 高齢者本人、娘、娘の交際相手Xの3名で同居。娘が本人の財産管理をしているが、Xが度々本人を暴行している。娘はこの事実を認識しているが、Xからの報復が心配で対処していない。

A これらは養護者による虐待の可能性ががあります

① 別居しており関係性の薄い甥が、高齢者本人宅を訪れ、不当な金銭要求を行っている場合

→「親族」による経済的虐待であるため

② 慈善事業と称して高齢者数名を居室に住ませて、年金を管理して不当に利用している場合

→「現に養護する者」による経済的であるため

③ 高齢者本人、娘、娘の交際相手Xの3名で同居。娘が本人の財産管理をしているが、Xが度々本人を暴行している。娘はこの事実を認識しているが、Xからの報復が心配で対処していない。

→「養護者」である娘がXによる暴行を放置しているため

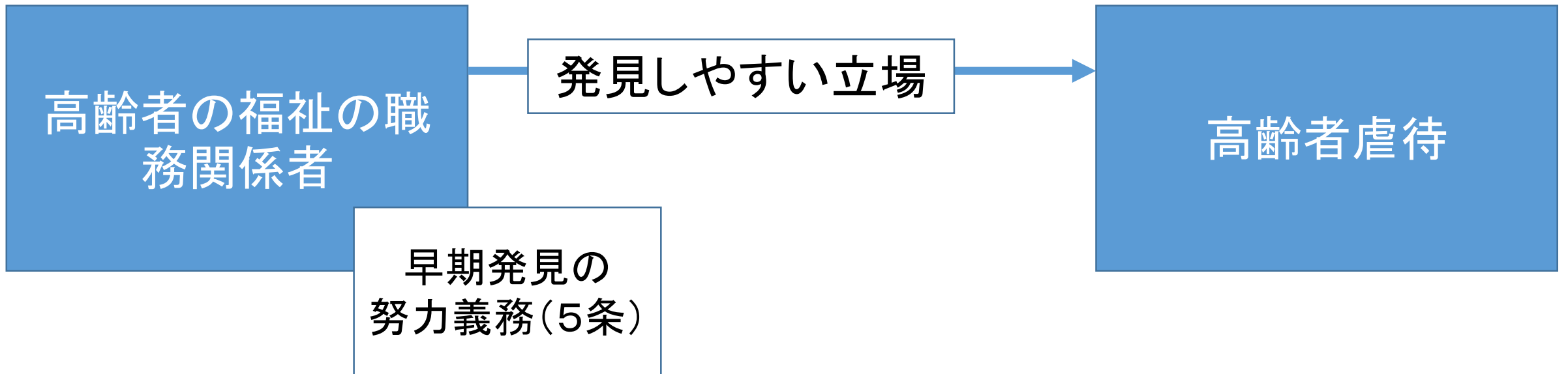
虐待かも・・・ 発見者はどうしたらよいか

- 発見者は虐待の「判断」をする必要はありません
- 「あれっ？虐待かも・・・」という事実を発見したら通報可能
- 判断するのは行政です

(判断しようとする、「間違っていたらどうしよう」と萎縮してしまいます)

虐待通報により
不利益が生じないようにする仕組み

介護職員と虐待の関わり(1)



介護職員と虐待の関わり(2)

養護者による高齢者虐待(疑い)を発見した者

職務関係者は早期発見しやすい立場

市町村への
通報義務

市町村への
通報努力義務

高齢者の生命身体に
重大な危険の発生

虐待を受けた疑いがある
高齢者

Q 通報により、養護者に逆上されたり、通報を理由に守秘義務違反と言われたりしないでしょうか？

介護職員と虐待の関わり3

高齢者虐待(疑い)を
発見した者

通報

市町村・包括

① どのレベルで通報してよいのか？

→「虐待かも！？」という事実を発見したら通報可能。<判断義務はない>

② 通報により処罰されないのか？

→守秘義務規定は通報を妨げるものと解釈してはならない(法7条3項)

※秘密漏示罪や守秘義務に関する個別法の規定など

③ 通報した事実が養護者に知られないのか？

→市町村は通報者を特定する情報の漏えい禁止義務がある(法8条)

虐待の有無は客観的に判断されること

「虐待」か否かは客観的に決定される

- 高齢者本人の「自覚」や「意向」ではなく客観的に判断される
- 養護者の「頑張り」や「自覚」ではなく客観的に判断される

※通報者は、「虐待」かどうかを判断する必要はない。

養護者による高齢者虐待の 発生要因や防止について

養護者による高齢者虐待の発生要因

	被虐待者側の要因	虐待者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL低下 ・疾病や障害 ・養介護状態や認知症 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症(アルコール・ギャンブル等) 	
心理的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力状態 ・判断力等の低下 ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・無気力状態 ・性格的な偏り 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化(主要人物の死亡など) ・介護の押し付け
社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係 ・公的付与等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納(給付制限状態) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納(給付制限状態) ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない(高齢・障害に対する無理解) ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂) p.89をもとに作成

養護者による高齢者虐待の防止

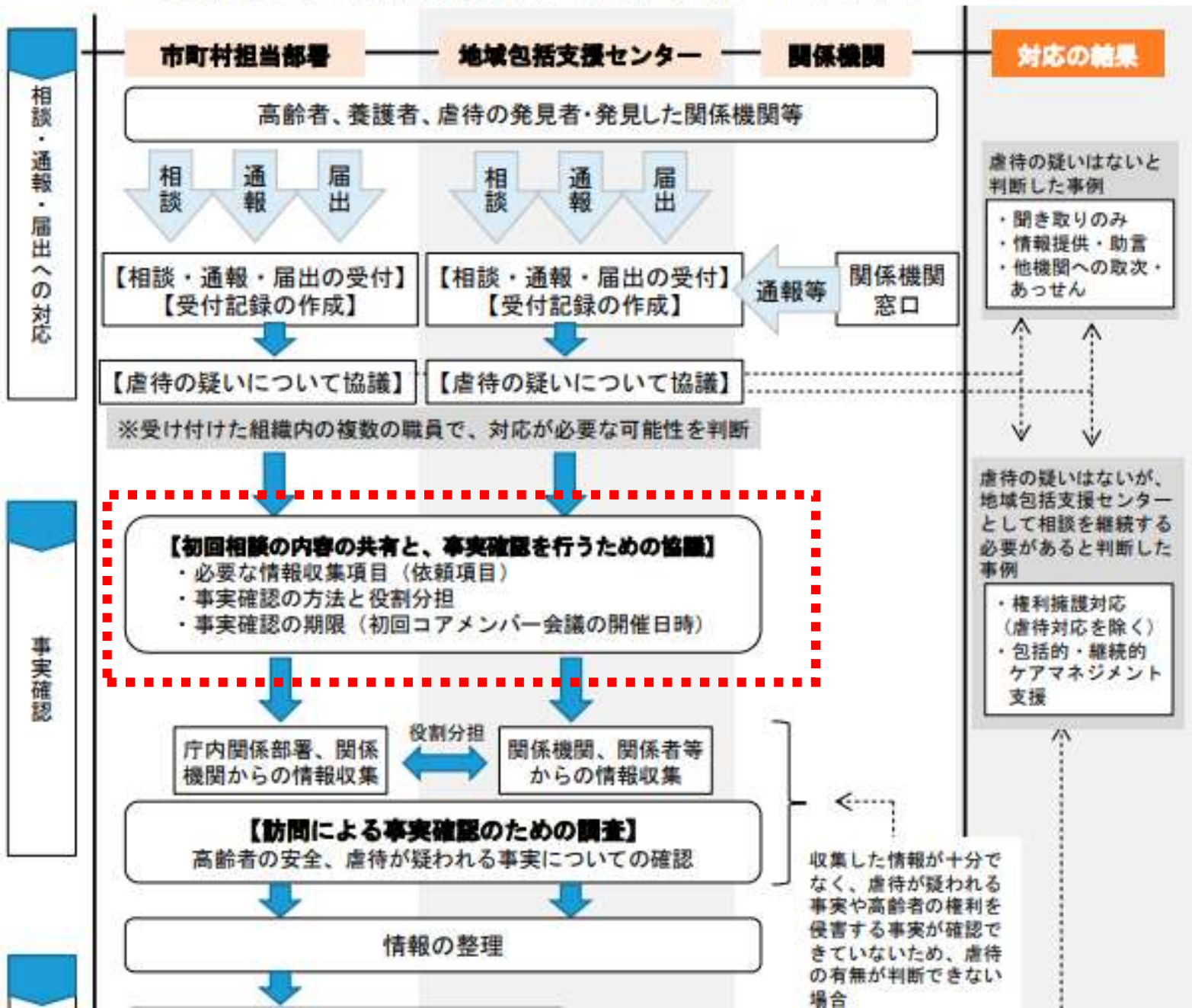
養護者による高齢者虐待防止のために(例)

- 養護者とのコミュニケーション
- 対応時の担当者を分けるなど養護者支援も図ることのできる体制づくり
- 養護者の負担に向き合い軽減する
- 養護者自身の抱える課題への対応
 - 弁護士としては、養護者による経済的虐待の要因である債務を整理するなどの活動による支援が可能。
- 虐待解消後の本人の暮らしの安全確保や再統合など。
- ショートステイ居室の確保

「養護者による高齢者虐待」が発生した際の 各機関の対応

初動期の対応

●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 1/2）

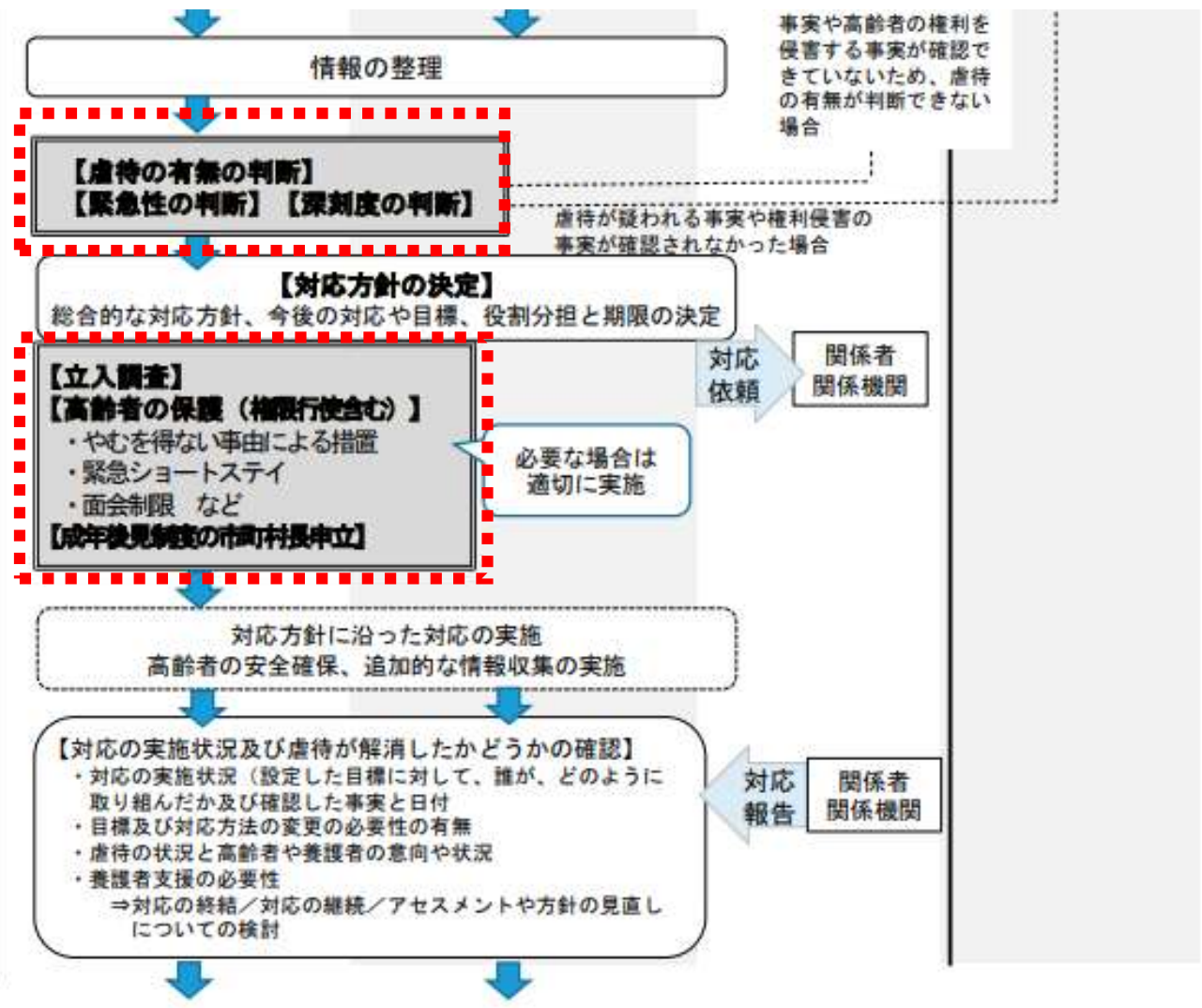


厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂) p.50

期
段
階

虐待の有無の判断・緊急性の判断・
対応方針の決定（コアメンバー会議）

初期段階の
評価会議



厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月改訂）
p.50

立入調査(法11条)

【要件】

- 高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある場合

【効果】

- 高齢者の住居・居所への立入
- 必要な調査・質問
- 強制的な捜索はできない

※ 立入調査は住居権を制限する強制力の行使であるため、要否の判断の際には、他の手段による安全確認ができないことなどを、組織内で確認することが必要。

(厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂) p.65)

やむを得ない事由による措置（法9条2項）

- 介護福祉施設サービスを受けられる高齢者が
- 契約による介護サービス利用 or 要介護認定の申請を期待できない場合



- 特別養護老人ホーム等，一定のサービスを職権で受けさせることができる
- 虐待防止のため面会制限を行うことが可能である（法13条）



- 措置はあくまでも高齢者の身体、財産を守る一時的なもの
- 措置後の支援こそが大事である

成年後見制度の市町村長申立

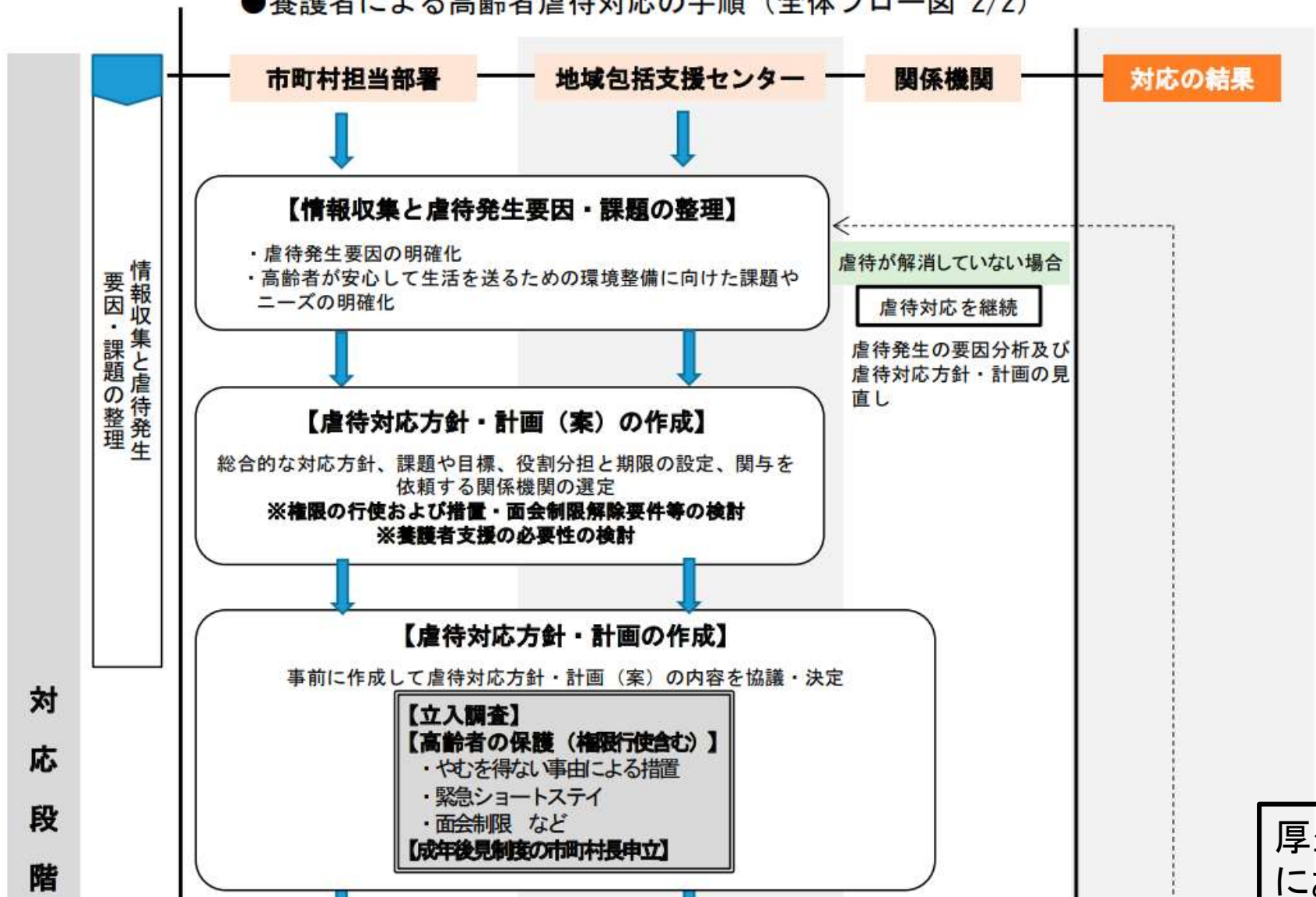
- 高齢者の判断能力不十分等の状況を要因として虐待が発生
- 第三者による身上保護や財産管理が必要な状況



- 市町村長が成年後見開始の審判申立ができる
- これにより虐待状態の解消等が期待される

対応・終結段階について

●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）



情報収集と虐待発生
要因・課題の整理

対応
段階

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂)
p.51

【虐待対応方針・計画に沿った対応の実施】

虐待の解消、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要な対応の実施
※必要に応じて措置や面会制限等の行政権限を行使

【対応の実施状況及び虐待が解消したかどうかの確認】

- ・対応の実施状況（設定した目標に対して、誰が、どのように取り組んだか）及び確認した事実と日付
 - ・目標及び対応方法の変更の必要性の有無
 - ・虐待の状況と高齢者や養護者の意向や状況
⇒対応の終結／対応の継続／アセスメントや方針の見直しについての検討
- ※措置の廃止、面会制限の解除の検討を含む

虐待が解消していない場合

虐待対応を継続

現在の虐待対応方針・計画の内容を継続しながら個別の課題や目標設定を変更する

【高齢者が安心して生活を送るための環境の整備状況の確認】

虐待対応として取り組む必要性についての検討

虐待対応として取り組む必要がない場合

関係機関への関与の引継

- ・権利擁護対応（虐待対応を除く）
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援

虐待対応として取り組む必要がない場合

【虐待対応の終結】

厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂)
p.51

対応段階の評価会議

虐待対応の終結

終結段階

高齢者虐待対応専門職チームについて

高齢者虐待対応専門職チームとは？

高齢者虐待の判断や対応に関する行政の会議に参加し、外部の観点から意見を述べるアドバイザーチーム。社会福祉士と弁護士がチームで活動している。

(アドバイスの例)

- 虐待認定や市町村の権限行使
- 本人の権利擁護
- 養護者支援
- 社会資源の活用

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」 の概要

養介護福祉施設従事者等による「虐待」について

種別	虐待対象行為
1 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。(緊急やむを得ない場合以外の身体拘束を含む)
2 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
3 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4 放棄・放置(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他的高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(他の利用者による暴力を放置するなどを含む)
5 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束と「緊急やむを得ない場合」について

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※要件を全て満たしていなければならない。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」 の発生要因や防止

法に基づく対応状況調査による虐待発生要因の上位項目

虐待を行った職員の課題（上位項目）

- ・ 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
- ・ 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- ・ 職員のストレス・感情コントロール
- ・ 職員の倫理観・理念の欠如 等

組織運営上の課題（上位項目）

- ・ 職員の指導管理体制が不十分
- ・ 虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組みが不十分
- ・ チームケア体制・連携体制が不十分
- ・ 職員研修の機会や体制が不十分
- ・ 職員が相談できる体制が不十分 等

運営法人・経営層の課題（上位項目）

- ・ 経営層の現場の実態理解不足
- ・ 経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足
- ・ 業務環境変化への対応取り組みが不十分 等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

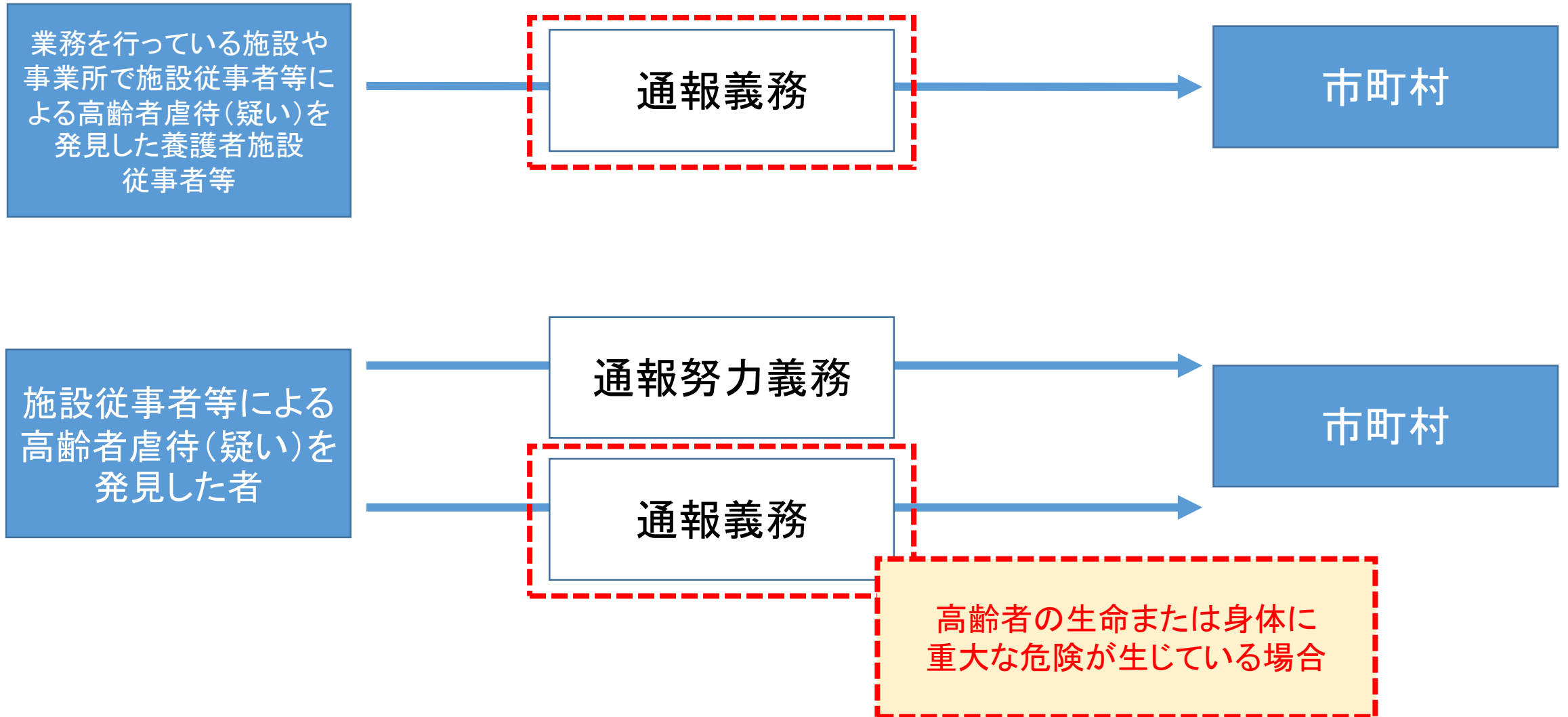
- 発生要因の明確化
- 予防のポイントの整理

(例)

- 組織全体に問題がある → 運営課題の明確化と解消
- 虐待の認識が薄い → 知識や実践のスキルアップ
- 意見が言いにくい雰囲気 → 相互理解が進む話し合いの場を作る
- どこに問題があるか不明 → 外部から意見をもらう

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」
が発生した際の各機関の対応

施設従事者等による虐待と通報



通報による不利益取扱いの禁止等

法21条6項

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報（虚偽や過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

法21条7項

- 養介護施設従事者等は、通報（虚偽や過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

※「過失によるもの」とされるのは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、例えば、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。

（厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月改訂） p.100）

行政による対応(1)

- 通報後の市町村と道の連携
- 事実確認調査(速やかに実施する必要がある)
- 適切な権限行使
 - 事実確認のための立入検査等
 - 高齢者の一時保護やその後の生活場所の確保
- 虐待の有無の判断や緊急性の判断(虐待対応ケース会議)
 - 高齢者の尊厳、心身や生活への影響という視点で捉える
 - 専門職や関係機関等からの意見を踏まえて総合的に判断する

行政による対応(2)

- 高齢者本人への対応方針の決定
 - やむを得ない事由による措置など
 - 成年後見制度の利用
- 養介護施設等への対応
 - 改善指導
 - 措置命令
 - 虐待発生要因や組織運営上の課題の明確化
 - 改善のための取り組みを促進
 - 調査結果及び指導の通知、改善計画書の提出要請

まとめ

虐待対応での重要な視点

- 虐待の発見ができるような通報の重要性
- 通報受付後は、組織的に連携して対応を行う
- 法的根拠に基づく適切な時期の対応
- 虐待の発生要因についての分析
- 虐待防止や解消に向けた検討の重要性
- 唯一の正答がない問題に対する組織的判断の重要性

ご清聴ありがとうございました

ご質問などは、お気軽に下記までご連絡下さい

ゆいと法律事務所

弁護士 石塚慶如(いしづかやすゆき)

電話:011-676-4558

FAX:011-676-4559

Mail: ishizuka@yuito-law.com